

定 款

平成 25 年 4 月

(一社) 千葉県危険物安全協会連合会

一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会（以下「連合会」という。）という。

(事務所)

第2条 連合会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 連合会は、危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物をいう。以下同じ。）に起因する災害の防止を図るため、危険物の安全管理体制の確立と危険物取扱者（消防法第13条第3項に規定する危険物取扱者をいう。以下同じ。）の資質の向上に努め、もって社会公共の安全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 危険物の安全管理思想の啓発及び普及
 - (2) 危険物に起因する災害の防止に関する調査及び研究
 - (3) 危険物関係功労者等の表彰
 - (4) 機関誌の発行及び図書の刊行
 - (5) 危険物取扱者等に対する各種講習会の実施
 - (6) その他連合会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、千葉県内において行うものとする。

第3章 会 員

(連合会の構成員)

第5条 連合会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 危険物施設を有する事業所等をもって地域ごとに組織された危険物の災害防止等を目的とする団体
- (2) 賛助会員 連合会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 連合会に功績のあった者又は学識経験者で、理事会が推薦し総会で承認された者

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長

に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を納入しなければならない。

2 名誉会員は、会費を納入することを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その理由を記載した退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議に基づき、これを除名することができる。

(1) 定款、規程に違反したとき。

(2) 連合会の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の日の1週間前までにその旨を通知し、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えるなければならない。

3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会費等の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費及びその他の拠出金は、返還しない。

第4章 役員等

(役員の設置)

第12条 連合会に、次の役員を置く。

(1) 理 事 5人以上7人以内

(2) 監 事 2人

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

4 第2項の常務理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任等)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事は、監事を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人及びその配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特別の関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様である。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、その職務を執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、連合会の業務を分担し、執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、連合会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第17条 理事又は監事は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

(報酬等)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の者に対しては、通常総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び名誉顧問)

第19条 連合会に、顧問及び名誉顧問を置くことができる。

- 2 顧問及び名誉顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び名誉顧問は、無報酬とし、会長の諮問に応え意見を述べることができる。

第5章 総 会

(構 成)

- 第20条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
 - 3 総会は、通常総会と臨時総会の2種とし、通常総会をもって法人法上の定期社員総会とする。
 - 4 名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権 限)

- 第21条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

- 第22条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の場合には、請求のあった日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するには、会長は、総会の日の7日前までに、当該総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を書面により正会員に対し通知しなければならない。

(議 長)

- 第24条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。

(議決権)

- 第25条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第26条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することはできない。

(決議)

第27条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に定めるものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

(書面による議決権の行使等)

第28条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人とし議決権の行使を委任し、又は、書面により議決権を行使することができる。

2 前項の場合において、第26条、第27条及び第29条第1項第3号の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席正会員数及び名称
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他法令に定める事項

2 議事録には、議長のほか出席正会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 連合会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 連合会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度2回以上開催するほか、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的たる事項を示して招集の

請求があったとき。

(3) 監事から会長に対し、法人法第101条第2項に基づいて招集の請求があつたとき。

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示し、理事会の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席理事が互選し議長となる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第38条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第14条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 企画委員会

(構成等)

第40条 連合会に、企画委員会を置く。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 正会員の事務局員 6 名

(2) 連合会事務局員 1 名

(3) 理事会が必要と認める者

3 委員会の運営の細則は、理事会において定める。

第 8 章 資産、事業計画等

(資産構成)

第 41 条 連合会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産管理)

第 42 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を経て定める。

(事業年度)

第 43 条 連合会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 連合会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、その承認を得られない場合には、理事会の決議に基づき、総会の承認を得るまでの間は、前年度の予算に準じ収入及び支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第 1 項の事業計画書及び収支予算書については、当該事業年度が終了するまでの間、連合会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 連合会の事業報告、決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、通常総会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散並びに合併等

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の決議により変更することができる。

(合併等)

第47条 連合会は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の決議により他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 連合会は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により解散する。

(残余財産の帰属等)

第49条 連合会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

2 連合会は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 連合会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で行う。

第11章 事務局

(設置等)

第51条 連合会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第12章 雜 則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 連合会の最初の代表理事は、杉田守康とする。